

令和8年熊本地震 義援金の募集について

本会では、令和8年7月28日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、被災地が甚大な被害を受けていることに鑑み、義援金の募集を下記要領により行っています。ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 義援金送金先（恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。）

【郵便振替貯金口座】：00120—7—13712

【口座名義】：公益社団法人 日本薬剤師会

※払込取扱票等の通信欄に「令和8年熊本地震義援金」である旨ご記載ください。（通信欄がない場合は払込人名の前に「クマモトギエンキン」と付記してください。）

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名（〇一九店（ゼロイチキユー店）、支店コード019）及び預金種別（当座）の記載も必要となります。口座番号は0013712となります。

※送金していただいた義援金は原則として返金いたしません。

2 義援金の取扱い期間：令和8年8月3日から当分の間（締切：令和8年10月末日）

3 義援金の取扱い方法：本会でとりまとめた義援金は、被災された都道府県薬剤師会を通じ被災会員に贈呈させていただきます。

4 募集結果の報告：都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びにホームページに掲載いたします。

○義援金の税法上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行いたしますので、このページのク

リップマークの部分に添付の「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム 」(Excel ファイル)に必要事項をご入力の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までメールでお送りください。(gienkin@nichiyaku.or.jp) 着金確認後、ご入力の住所へ領収書をお送りいたします。

なお、寄附金控除等の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

<その他留意事項>

※薬剤師会様が会員様等の義援金をとりまとめて本会に送金される場合の領収年月日は、本会口座に着金した年月日となります。薬剤師会様でとりまとめて送金される際には、お手数ですが、入金の内訳（寄附者名、寄附金額等）をメールで送付をお願いいたします。

※領収書発行にお時間をいただく場合がございます。

<義援金の送金についてのお問い合わせ先>
日本薬剤師会 会計・厚生課
電話：03-3353-1190